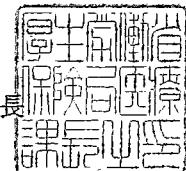


保医発第0424002号  
平成20年4月24日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保健主管課(部)長  
都道府県高齢者医療主管部(局)  
高齢者医療主管課(部)長

} 殿



厚生労働省保険局医療課長

### 「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第293号。以下「改正告示」という。）」が公布されたことに伴い、「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保医発第0330007号）」の一部を別紙のとおり改正することとした。

適用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

##### (1) 改正の背景

DPCにおいては、制度の対象医療機関における医療提供の実態調査の結果に基づいて「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号。以下「診断群分類点数表」という。）」の設定を行っているが、改正告示により当該実態調査実施後に新たに保険導入された薬剤を使用する患者について、診断群分類点数表の対象としないこととしたものであり、具体的には平成20年4月24日以降、ソラフェニブトシル酸塩（根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の患者に投与するものに限る。）を投与される患者については、診断群分類点数表の対象外患者としたこと。

なお、診断群分類点数表の対象患者が、その後、ソラフェニブトシル酸塩（根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の患者に投与するものに限る。）を使用することとなり診断群分類点数表の対象外患者となった場合には、当該薬剤の使用を決定した日から「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一（以下「医科診療報酬点数表」という。）」により診療報酬を算定することとなるが、平成20年4月24日前に当該薬剤の使用を決定していた場合には、同日から医科診療報酬点数表により診療報酬を算定すること。

##### (2) 改正の内容

改正告示の適用に伴い、同一月において診断群分類点数表等により診療報酬を算定する日と医科診療報酬点数表により診療報酬を算定する日がある場合の診療報酬請求をするに当たっての診療報酬明細書総括表の記載例を改めたこと。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」  
(平成18年3月30日保医発第0330007号) の一部改正について

別紙の「II 診療報酬明細書（様式第9）の記載要領」の「2 明細書の記載要領に関する事項」の(13)の④の(例)を次のように改める。

(例)

算定告示第1項第1号に該当する患者	入院後24時間以内に死亡した患者又は生後1週間以内に死亡した新生児
同 第1項第2号に該当する患者	治験の対象患者
同 第1項第3号に該当する患者	臓器の移植術を受ける患者
同 第1項第4号に該当する患者	先進医療である療養を受ける患者
同 第1項第5号に該当する患者	包括対象とならない入院料を算定する患者
同 第1項第6号に該当する患者	区分番号Jxxxに掲げる〇〇〇を受ける患者、 区分番号Kxxxに掲げる〇〇〇を受ける患者又 は〇〇〇の薬剤を投与される患者
	※「区分番号Jxxxに掲げる〇〇〇」、「区分 番号Kxxxに掲げる〇〇〇」又は「〇〇〇の 薬剤」には、「厚生労働大臣が指定する病院の 病棟における療養に要する費用の額の算定方法 第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別 に定める者」（平成20年厚生労働省告示第94 号）に掲げる医科診療報酬点数表の区分番号及 びその名称又は薬剤名を記載する。

(考參)

（平成18年3月30日保医発第0330007号）の一部改正について

